

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、第二種区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
区第一号	第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	児玉郡美里町大字 広木字摩訶池四百七十四番地二	摩訶池 三九一・七アール	広木地区
区第二号		こいの養殖業	日まで	児玉郡美里町大字 駒衣字市場十七番地	古沼 二〇四・九アール	駒衣地区

二 制限又は条件

なし

三 免許予定日

平成三十一年一月一日

四 申請期間

平成三十年七月一日から同年八月三十一日まで

五 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで